

2-2 分取造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分取造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 24 年 3 月 31 日	845	7,443	-	-	-	-	145	326
平成 25 年 3 月 31 日	833	7,449	-	-	-	-	140	320
平成 26 年 3 月 31 日	819	7,417	-	-	-	-	126	293
平成 27 年 3 月 31 日	813	7,378	-	-	-	-	123	288
平成 28 年 3 月 31 日	803	7,318	-	-	-	-	116	282
石狩	31	127	-	-	-	-	8	15
空知	66	625	-	-	-	-	4	7
(北空知)	22	81	-	-	-	-	11	20
胆振東部	16	81	-	-	-	-	2	11
日高北部	6	20	-	-	-	-	-	-
日高南部	5	17	-	-	-	-	-	-
留萌北部	41	394	-	-	-	-	5	12
留萌南部	119	537	-	-	-	-	4	5
上川北部	49	678	-	-	-	-	15	57
宗谷	130	1,865	-	-	-	-	1	6
上川中部	21	180	-	-	-	-	5	10
上川南部	28	370	-	-	-	-	9	19
網走西部	14	106	-	-	-	-	3	10
(西紋別)	19	119	-	-	-	-	7	16
網走中部	52	440	-	-	-	-	15	37
網走南部	36	339	-	-	-	-	5	14
根釧西部	23	172	-	-	-	-	6	15
根釧東部	15	189	-	-	-	-	2	2
十勝東部	31	424	-	-	-	-	5	5
十勝西部	7	88	-	-	-	-	2	3
(東大雪)	9	197	-	-	-	-	-	-
後志	4	7	-	-	-	-	-	-
檜山	41	102	-	-	-	-	7	16
渡島	18	156	-	-	-	-	-	-

1 本表は、分取造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 24 年 3 月 31 日	218	2,124	13	431	8	93	461	4,470
平成 25 年 3 月 31 日	215	2,140	14	431	8	93	456	4,464
平成 26 年 3 月 31 日	217	2,150	14	431	8	93	454	4,450
平成 27 年 3 月 31 日	217	2,143	14	422	8	93	451	4,431
平成 28 年 3 月 31 日	217	2,143	14	415	8	93	448	4,385
石狩	9	56	-	-	-	-	14	56
空知	28	323	-	-	-	-	34	296
(北空知)	4	30	-	-	-	-	7	31
胆振東部	2	17	-	-	-	-	12	53
日高北部	3	8	-	-	-	-	3	12
日高南部	4	5	-	-	-	-	1	12
留萌北部	15	168	-	-	-	-	21	215
留萌南部	16	216	-	-	-	-	99	317
上川北部	16	335	-	-	-	-	18	286
宗谷	35	356	3	240	7	87	84	1,177
上川中部	5	36	-	-	1	6	10	127
上川南部	7	59	-	-	-	-	12	292
網走西部	4	47	-	-	-	-	7	50
(西紋別)	4	45	1	10	-	-	7	47
網走中部	12	75	8	151	-	-	17	178
網走南部	16	154	1	10	-	-	14	161
根釧西部	3	52	-	-	-	-	14	105
根釧東部	8	38	-	-	-	-	5	149
十勝東部	8	62	-	-	-	-	18	356
十勝西部	1	5	-	-	-	-	4	80
(東大雪)	1	12	-	-	-	-	8	185
後志	-	-	-	-	-	-	4	7
檜山	10	24	1	5	-	-	23	58
渡島	6	21	-	-	-	-	12	135

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、

国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)